

長門市公共施設照明設備LED化事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

長門市（以下「本市」という。）では、カーボンニュートラルの実現に向けた温室効果ガスの排出抑制及び高騰する電気料金の節減による行政コストの軽減を目的として、市内の公共施設の照明について、省エネルギーかつ長寿命のLED照明への更新を目指すことを目的とし、本事業の推進にあたり、民間企業のノウハウ、資金、技術力を活用した賃貸借方式により実施するものとし、計画・工事・維持管理等に関する提案を受け、最適な提案者を選定するために実施する公募型プロポーザルに関して、本要領で必要な事項を定める。

2 概要

(1) 事業名 長門市公共施設照明設備LED化事業

(2) 内容 別紙仕様書のとおり

(3) 契約方式 賃貸借契約

※長期継続契約による。従って、市の予算の都合上その他やむをえない理由があるときはこの契約を解除することができる。契約を解除したときは協議の上違約金を定め、市が違約金を支払う。

(4) 事業期間

① LED照明機器への改修等 契約締結日より令和6年3月31日まで

② 賃貸借期間 導入施設毎に工事終了の確認の翌月から5年間（60か月）を基本とし提案によっては10年間（120か月）まで期間を延長できる。

(5) 提案上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

総額160,380,000円

※本事業は、長門市の令和5年度補正予算の成立動向により、一部または全部を実施しない場合がある。

3 参加資格

参加者は、次に掲げるすべての条件に該当するものとする。

(1) 次のア又はイに該当する者であること。

ア 令和5・6年度長門市競争入札参加資格者名簿に登載されている者

イ 上記に登載されていない者にあつては、速やかに参加資格審査申請の提出を監理管財課まで行い、契約締結までに発注者に上記ア同等の資格を有していると認められる者（様式については、長門市ホームページ「入札参加資格申請の受付について」参照）

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこ

と。

- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続きの申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 長門市物品等及び業務委託契約にかかる指名停止等の措置要綱（平成 26 年長門市要綱第 20 号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。この場合において、国及び県において指名停止がある場合も参加資格はないものとする。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (6) 国税及び地方税について滞納がないこと。（特別な理由により延納、徴収猶予簿承認されている場合を除く。）

4 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは以下のとおりとする。ただし、状況に応じて変更する場合がある。

実施内容	実施期間または期日
プロポーザル実施要領等の公表	令和 5 年 6 月 5 日（月）
質問の受付期間	令和 5 年 6 月 5 日（月）から 令和 5 年 6 月 9 日（金）17 時必着
質問に対する回答	令和 5 年 6 月 13 日（火）
参加意向申出書提出期限	令和 5 年 6 月 16 日（金）17 時必着
参加資格確認結果通知	令和 5 年 6 月 21 日（水）
提案書提出期限	令和 5 年 7 月 4 日（火）17 時必着
プレゼンテーション	令和 5 年 7 月 上旬予定
選考結果通知・公表	令和 5 年 7 月 中旬予定
契約締結	令和 5 年 7 月 下旬予定

5 参加意向申出書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり書類等を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

①参加意向申出書

- ア プロポーザル参加意向申出書【様式 1】 1 部
- イ 参加資格要件確認誓約書【様式 2】 1 部

ウ 会社概要書【様式3】 1部

エ 同種同業務実績調書【様式4】 1部

(2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）

(3) 提出期限 令和5年6月16日（金）17時必着

(4) 提出先 長門市役所企画総務部監理管財課

6 質問の受付及び回答

本業務及び本プロポーザルに関し、質問がある場合は、以下のとおり【様式6】質問書により事務局に提出すること。なお、質問書以外での問い合わせについては一切受け付けない。

(1) 質問の方法

【様式6】質問書により電子メール又はFAXで提出すること。なお、提出にあたっては、質問書が到達していることを電話により速やかに確認すること。また、電子メールの件名は「長門市公共施設照明設備LED化事業質問」とすること。

(2) 質問の受付期間

令和5年6月9日（金）17時00分まで（必着）

(3) 質問書の回答

令和5年6月13日（火）13時00分以降に長門市公式ホームページに回答を記載し公表する。（回答の際は、質問者を特定できないようにします。）

(4) その他

質問に対する回答は、実施要領等の追加等とみなす。

質問又は回答の内容が、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるもの、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者についてのみ回答する。質問は企画提案等の作成に係る質問に限るものとし、本業務及び本プロポーザルに関係のない内容、または、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けない。

7 参加資格確認結果通知

申込みを行ったすべての事業者に対し、次のとおり結果を通知する。

(1) 通知日 令和5年6月21日（水）に通知する。

(2) 通知方法 電子メールにより通知した後、本文書を郵送する。

8 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙【様式5】

イ 企画提案書添付書類（任意様式）

（A4縦・左2箇所をホッチキス止め）

企画提案書は、仕様書に基づいた内容を具体的に記載するほか、工事に用いる

照明機器の仕様、工程表及びLED照明導入後の効果を記載のうえ提出すること。

提案者において追加したい事項がある場合には適宜の記載を認める。なお、提案にあたっては、仕様書に記載の仕様を満たすことを基本とするが、満たせない事項がある場合に理由及び代替案を記載する事。

ウ 価格提案書（任意見積書様式・要社印）

費目等の詳細を記載し、長期継続契約期間における賃貸借金額の総額及び賃貸借金額の月額が記載された見積りを提出すること。合計欄には消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載すること。

(2) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限まで必着のこと）

(3) 提出期限 令和5年7月4日（火）17時必着

(4) 提出先 長門市役所企画総務部監理管財課

(5) 提出部数

正本1部、刷本8部、電子データ（CD-R等の記録媒体に保存）1部

9 プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

令和5年7月 上旬予定

※時間及び場所については、別途通知する。

(2) 実施時間

50分以内（提案内容の説明30分、ヒアリング20分）

(3) 出席者

4名以内（出席者は最小限とする）

(4) その他

ア プレゼンテーションの順番は、市が企画提案書を受理した順番とする。

イ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

ウ プレゼンテーション会場には、スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル）のみ本市が準備する。

エ Web会議形式での実施も可能とするが、会場で対応する者を少なくとも1名配置すること。Web会議形式で実施することにより、別途必要となる機材は参加者が準備すること。

10 優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

企画提案書、見積金額、プレゼンテーション及びヒアリングにより提案内容を、別紙「長門市公共施設照明設備LED化事業」提案書評価基準に基づき、審査委員

が評価し、評価点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

最も高い点数の提案者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な提案者を優先交渉権者として選定し、金額も同額の場合は選定委員の多数決により選定する。

評価点数には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果は、優先交渉権者選定後、プレゼンテーションを行った全提案者へ通知する。また、優先交渉権者名及び評価点数を本市ホームページに公表する。

なお、選定結果の内容に対する問い合わせ等には一切応じない。

(3) その他

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 本実施要領に示した提出に関する条件に適合しない場合

ウ 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合

エ その他選定結果に影響を与えるような不正行為を行った場合

11 契約手続きについて

本業務の契約交渉候補者として選定された事業者と契約の交渉をおこなうものとする。

(1) 提案内容に基づいて当該業務の仕様等について精査・調整・協議を行い、両者の協議が整った場合、契約を締結するものとする。

(2) 契約する際の仕様については、提案書及び前記(1)を盛り込み作成する場合がある。

(3) 提案資料及び提案内容については、見積金額で実施できることを確約したものとみなす。

(4) 受託候補者との協議が整わないときは、次順位の提案者と順次契約に関する協議を行うことができる。

12 その他

(1) 提出書類は返却しない。

(2) 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めない。

(3) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。

(4) 本プロポーザルにかかる費用については、すべて参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。

(5) 参加意向申出書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退するとき（選定後に辞

退するときも含む。)は、辞退届(任意様式)を提出すること。

- (6) 次の事項のいずれかに該当する企画提案は失格とする。
- ①参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
 - ②提出書類に虚偽の記載があった場合は又は不備があった場合
 - ③実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
 - ④選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
 - ⑤プレゼンテーション開始時刻までに会場に来なかった場合
 - ⑥価格提案書の金額が、上限額を超過した場合
- (7) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合でもプロポーザルを実施する。
- (8) 提案書の著作権は、当該提案書を作成したものに帰属するものとするが、当該業務の契約相手となったものが作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部または全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。
- (9) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) LED化対象公共施設へ電話等により直接問い合わせることは厳に禁止する。
- (12) 本業務は、プロポーザル方式により事業者を選定するものであるため、具体的な工事内容は技術提案書に記載された内容を反映しつつ発注者との協議に基づいて決定するものとする。
- (13) 既存設備の撤去工事、本設備の設置工事及び維持管理において地元電気事業者の活用を優先的に行い、地域への経済波及効果に資するよう配慮すること。
- (14) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その不可抗力等により、事業計画の変更又は中止をする場合があります。この場合、参加者に対して長門市役所は一切の責任を負わないものとする。

13 提出・問い合わせ先

〒759-4192 長門市東深川 1339 番地 2

長門市役所企画総務部監理管財課

TEL : 0837-23-1253

FAX : 0837-22-4545

E-mail : kanri.kanzai@city.nagato.lg.jp